

日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正に関する  
パブリックコメントの募集について(検査方法見直し関連)

令和4年8月26日  
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正を予定しております。このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正について(別紙参照)

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業(会社名又は所属団体名)及び電話番号を記入の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合 FAX 番号:03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5階

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス:[comment@jci.go.jp](mailto:comment@jci.go.jp)

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

なお、電子メールでの御意見を送付される場合は、テキスト形式としてください。

3. 意見募集期限

令和4年8月26日から令和4年9月23日まで(必着)

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、ご承知おき下さい。

## 日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正について

日本小型船舶検査機構

### 1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程及び同細則について

#### (1) 日本小型船舶検査機構検査事務規程について

日本小型船舶検査機構検査事務規程(以下、「検査事務規程」という。)は、船舶安全法第25条の29の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、小型船舶検査事務の実施に関する主な枠組みを規定しています。

#### (2) 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則(以下、「細則」という。)は、検査事務規程に基づき制定されるものであり、この細則は同規程11-1の規定に基づき、小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を規定し、国土交通省海事局長に届け出を行っています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

##### 第1編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

##### 第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

##### 第3編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

##### 第4編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

##### 第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

なお、現行の検査事務規程及び細則は、当機構ホームページにて公開しています。

### 2. 改正の背景

国土交通省に設置された知床遊覧船事故対策検討委員会において、再発防止策の検討が行われ、令和4年7月14日に中間とりまとめがされたところです。

同中間とりまとめにおいて「速やかに講ずべき事項」に記載されている「船舶検査方法の総点検・是正」(中間とりまとめ 別紙1(5)①)への措置に従い、現行規制の確実な遵守及び安全性の一層の確保の観点から検査方法の見直しを行うため、国土交通省の指導等により、検査事

務規程等の改正を行うものです。

### 3. 改正の概要

#### (1) 日本小型船舶検査機構検査事務規程関連

海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)の許可事業(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は特定不定期航路事業)の用に供する旅客船(二時間限定沿海区域以遠で使用される船舶に限る)を対象とした検査事務規程細則については、検査事務規程の付録[A-1]として定めます。また、同旅客船を対象とした国土交通省に届け出を行っていない日本小型船舶検査機構の通達については、同規程の付録[A-2]として定めます。

併せて、同旅客船の検査の方法については、以下のとおり改正を行います。

#### ① 船体上架による船体の健全性の確認

定期検査及び中間検査において、船体を上架した状態で船体全体の健全性の確認を行うこととします。

ただし、中間検査(定期検査から 2 回目又は 3 回目の中間検査のいずれか一方を除く)においては、インターネットを利用した遠隔(リモート)での確認や予め撮影された動画記録又は写真を用いて検査員が確認することを可とします。

なお、定期検査等の受検時期以外の時期に上架した場合に検査員が確認する等、弾力的な運用を認める予定です。

また、総トン数 5 トン未満の旅客船については、浮上した状態で船体内外部の状況確認を行うことを可とします。

#### ② 主機関の効力試験及び海上試運転の実施

定期検査及び中間検査において、効力試験を行います。

加えて、主機関の健全性確認を強化すべく、定期検査及び中間検査(定期検査から 2 回目又は 3 回目の中間検査のうちいずれか一方に限る)において、主機関に負荷をかけた状態での海上運転を行います。

また、これら効力試験及び海上運転については、インターネットを利用した遠隔(リモート)での確認や予め撮影された動画記録を用いて検査員が確認することを可とします。

#### ③ 排水設備及び操舵装置の効力試験の実施

定期検査及び中間検査において、排水設備及び操舵装置の効力試験を行います。

効力試験については、インターネットを利用した遠隔(リモート)での確認や動画記録を用いて検査員が確認することを可とします。

#### ④ 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施

定期検査に加えて、中間検査(定期検査から 2 回目又は 3 回目の中間検査のうちいずれか一方に限る)において、電気機器及び電路の絶縁抵抗試験を行います。

ただし、従前のとおり、国の認定を受けた船舶電気装工事事業者が発行した成績書(SSレポート)がある場合には、当該レポートをもって検査員が試験結果を確認することを可とします。また、従前のとおり、供給電圧が35ボルト未満であって船質が不導体(FRP やゴム等)の旅客船については、絶縁抵抗試験の実施を要しません。

⑤ 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備

小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用膨脹式救命浮器については、定期検査及び中間検査(定期検査から2回目又は3回目の中間検査のうちいずれか一方に限る)における整備認定事業場での整備結果の確認に加えて、それ以外の中間検査においても、整備認定事業場での整備結果(展張しての外観点検)を検査員が確認することとします。

⑥ 消火器の消火剤の有効期限の確認

定期検査及び中間検査において、消火器の数量、積み付け状況の確認に加え、消火剤の有効期限の確認を行います。

⑦ 船体ドア及びハッチ等の水密性の確認

風雨密にすべき出入口やハッチ等の閉鎖装置の水密性については、第1回定期検査において、長さ24m未満の小型船舶用の国際規格であるISO規格(ISO12216)に基づく放水(ホースにて毎分10リットル以上の噴流)により、漏水がないことの確認を行います。

⑧ 2時間限定沿海船の航行区域に係る避難港の設定

2時間限定沿海船の航行区域を設定する際の避難港の設定については、港湾や漁港のみとします。

(3)その他

現存船(施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶)については、所要の経過措置を設けることとします。

4. 運用開始日(施行日)

令和5年1月1日(予定)